

議第102号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該証明書の交付を請求する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に当該手数料の納付を委託した場合は、当該証明書の交付の請求があった後に当該指定納付受託者が納付することができる。

第17条第3項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第19条中「扶養控除額」の右に「、特定親族特別控除額」を加える。

第23条の3の2第2項中「者に限る。）」の右に「もしくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加える。

第27条の9第1項第4号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第55条第6項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令第43条の4の2に規定するものをいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア）」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国）」に改める。

第58条の2中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

付則第10条から第10条の2の4までを次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第10条 令和8年4月1日以後に第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項および次項において同じ。）に係る第40条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項および第3項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第9条の4に定めるところによる。

第10条の2から第10条の2の4まで 削除

付則第10条の2の6第1項の表中「第55条第6項に規定するオーストラリア軍隊（以下この条において「オーストラリア軍隊」という）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。以下この条において同じ）」に、

「オーストラリア軍隊が」を「締約国軍隊が」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第12項」を「附則第10条の2の2第13項」に改め、同条第6項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条第7項中「）のうち」を「次条において「特例対象事業者」という。）のうち」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

付則第10条の2の6の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例）

第10条の2の6の2 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

付則第10条の2の12第4項中「乗用車（総務省令で定める）」を「乗用車（施行規則附則第4条の11第11項に規定する）」に、「バス（総務省令で定める）」を「バス（同条第12項に規定する）」に、「トラック（総務省令で定める）」を「トラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する）」に、「で総務省令で定める」を「で施行規則附則第4条の11第8項に規定する」に、「もの（総務省令で定める）」を「もの（同条第10項に規定する）」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の11第13項に規定する」に改める。

付則第11条第1項ただし書中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付則第15条中「令和8年1月31日」を「令和13年1月31日」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条の2の6第1項の表中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）」を「日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）」に改める。

(滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例第9条の改正規定中「総務省令で定める」を「施行規則第1条の8第1項に規定する」に改める。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例付則第7条の2の2の2の次に1条を加える改正規定中「総務省令で定める」を「施行規則附則第2条の6の4に規定する」に改める。

付則第6項中「または同号イ」を「もしくは同号イ」に改め、「有しないもの」の右に「または前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第37条第1項第1号イ（8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第19条および第23条の3の2第2項の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定 令和8年1月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例付則第10条から第10条の2の4までの改正規定ならびに付則第4項および第5項の規定 令和8年4月1日

(3) 第1条中滋賀県税条例第55条第6項および第58条の2ならびに付則第10条の2の6第1項、第5項および第6項の改正規定ならびに付則第6項および第7項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(4) 第2条および付則第8項の規定 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）の施行の日

(5) 第1条中滋賀県税条例付則第11条第1項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日

(6) 第1条中滋賀県税条例第17条第3項の改正規定（「（昭和22年法律第67号）」を削る部分を除く。）および同条例第27条の9第1項第4号の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令

和7年法律第47号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)第19条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条の3の2第2項の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第23条の3の2第2項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の滋賀県税条例第23条の3の2第2項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 4 次項に定めるものを除き、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第10条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 5 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、滋賀県税条例第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第40条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例付則第10条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 滋賀県税条例第40条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第10条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第10条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

- 6 新条例第55条第6項および第58条の2の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)以後の軽油の輸入および軽油または燃料炭化水素油(滋賀県税条例第54条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の輸入および軽油または燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第10条の2の6第1項、第5項および第6項の規定は、3号施行日以後の軽油の引取りおよび譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りおよび譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 8 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例付則第10条の2の6第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取りおよび譲渡に対して課すべき軽油引取税に

ついて適用し、同日前の軽油の引取りおよび譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

議
第
102
号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案